



金 沢 市 公 報

号外第16号の2

平成24年(2012年)5月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
告 示		平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (試験検査課) 1
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課) 1		公営企業管理規程
		金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 1

告 示

●金沢市告示第154号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成24年5月26日から効力を有するものとします。

平成24年5月25日

金沢市長 山 野 之 義

表小坂地区の項中「及び三池新町」を「、三池新町及び三池栄町」に改める。

●金沢市告示第155号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成24年5月26日から効力を有するものとします。

平成24年5月25日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「三池町」を「三池町 三池栄町」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年5月25日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「三池新町」を「三池新町 三池栄町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「三池町」を「三池町 三池栄町」に改める。

附 則

この規程は、平成24年5月26日から施行する。

平成24年(2012年)5月25日 印刷
平成24年(2012年)5月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄